3　センターは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める内容を、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

一　特定指定試合の結果を確認した場合　当該試合の結果の内容

二　特定指定試合が開催されなかったものとみなされた場合　その旨

第七条第二項中「機構から第三条第一項の期日又は期間より前に、」を、「第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から」に改め、「受けたとき」の下に「又は指定組織が公表する情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合が開催されないことを確認したとき」を加える。

第九条第一項中「通知があった日」の下に「又はセンターが第五条の二第三項の公表を行った日」を加える。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同号を第八号とし、第六号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同号を第七号とし、第五号中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第一項第八号」に改め、同号を第六号とし、第四号中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第十五条第一項第六号に規定するスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務に関する事項

附則第八条及び第九条を削り、附則第七条を附則第十一条とし、附則第六条の二を附則第十条とし、附則第六条の次に次の三条を加える。

（資金の繰入れ等）

第七条　センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定から法附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定（以下「特定業務勘定」という。）への資金の繰入れ、又は特定業務勘定から法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定への資金の繰入れをしてはならない。

一般勘定	特定業務勘定
投票勘定	特定業務勘定

2　第十七条第三項の規定は、法附則第八条の四第一項の規定により区分して経理する場合について準用する。

（長期借入金の認可の申請）

第八条　第十三条の規定は、法附則第八条の六第一項の規定による長期借入金の借入れの認可について準用する。

（償還計画の認可の申請）

第九条　センターは、法附則第八条の七第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　日本スポーツ振興センター債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三　長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券の償還の方法及び期限

四　その他必要な事項

附　則

1　この省令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

2　第一条の規定による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第三条第三項及び第四項の規定は、この省令の施行の日以後にされるスポーツ振興投票の実施等に関する法律第七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示について適用し、この省令の施行の日前にされた同条第二項の規定による公示については、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第百四十一号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の二の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示を次のように定める。

平成二十五年十月十七日　　文部科学大臣　下村　博文

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の文部科学大臣が指定する組織は、次のとおりとする。

一　ドイツ連邦共和国に主たる事務所が所在する団体であるDFL Deutsche Fußball Liga GmbH

二　スイス連邦に主たる事務所が所在する団体であるFédération Internationale de Football Association

三　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国に主たる事務所が所在する団体であるThe Football Association Limited

四　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国に主たる事務所が所在する団体であるThe Football Association Premier League Limited

五　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国に主たる事務所が所在する団体であるThe Football League Limited

附　則

この告示は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十一号）の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。